

理事長報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人詫間福祉会（以下「法人」という。）の理事長の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人役員のうち、たくま荘において法人執務を行う理事長に対して報酬を支給する。

(支給額)

第3条 理事長に対する支給額は、月額50,000円とする。

(支給日)

第4条 役員報酬は、毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日をもって廃止する。